転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン

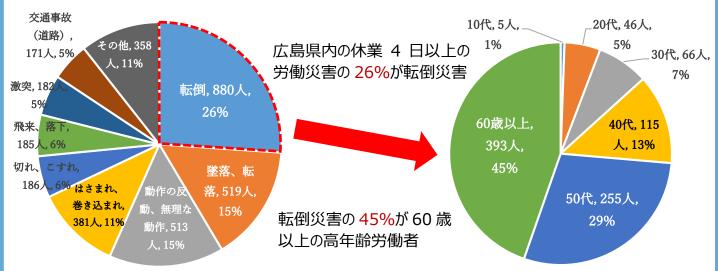
~ 広島第 14 次労働災害防止推進計画に基づく転倒災害防止対策実施要綱 ~

1 趣旨目的

広島県においては、近年、転倒による労働災害(以下「転倒災害」といいます。) が増加傾向にあり、令和5年は、休業4日以上の労働災害の概ね4分の1を占めるに至っています。また、転倒災害の45%が60歳以上の高年齢労働者によるものとなっています。

このような状況を踏まえ、転倒災害の増加に歯止めをかけ、更に減少に転じさせることを目的として本要綱 (プラン) を定めるものです。

広島県内の労働災害発生状況(令和5年)



2 実施期間

本要綱の施行日(令和6年(2024年)3月29日)から令和10年(2028年)3月31日まで

3 目標

- (1) 転倒災害防止対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とすること。
- (2) 上記2の実施期間中の1年間に発生する転倒災害による休業4日以上の 死傷者数(確定値)を令和9年までの間に減少に転じさせること。



実施内容

(1) 実施体制等

事業者は、転倒災害を防止する取組を推進する責任者を指名してください。なお、労働者に 対して転倒災害を防止する取組を推進する旨の基本方針を表明しておくことが望まれます。

(2) 転倒災害を防止する対策

ア ハード面の対策











ソフト面の対策

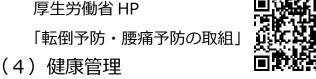


(ア) ストレッチ体操等の体操・運動の実施 【例】JFE スチール株式会社「アクティブ体操® PartⅡ」

(イ) 体力測定等による転倒リスクの判定 【例】中央労働災害防止協会 「転びの予防 体力チェック」



(3)安全衛生教育



HP「職場のあんぜんサイト」 「転倒災害防止対策の推進について」



労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施するとともに、医師の意見を踏まえて診断結果 に基づく事後措置を適正に実施すること。

また、協会けんぽ広島支部の労働者への特定保健指導の実施等に協力すること。

(5)外部資源等の活用

ービスセンター「中小規模事 業場安全衛生サポート事業」



- 「転倒・腰痛ゼロ災!無料出 張サービス」
- 中災防 中国四国安全衛生サ 広島産業保健総合支援センタ エイジフレンドリー補助金の 活用





- 保健所等の地域・職域連携推 広島県 SAFE 協議会(小売業・
 - 進事業への参加

(6)表彰

- 事業場内の表彰
- 介護施設)への参加

広島労働局長による安全衛生優良事業場表彰制度